

～白石市狩猟免許取得等補助金のお知らせ～

市では、新たに狩猟免許、銃砲所持許可を取得、また猟銃を購入される方に対し補助金を交付します。

1. 対象者

以下のすべてにあてはまる方

- ・白石市に住民票がある
- ・新たに狩猟免許を取得、または所有している
- ・過去に狩猟事故、狩猟違反がない
- ・白石市鳥獣被害対策実施隊として5年以上の活動を約束すること

2. 補助対象

- (1) 狩猟免許（講習会受講料、受験手数料）
- (2) 銃砲所持許可（講習受講申込等の各種手数料）
- (3) 猟銃、保管庫

※（1）、（2）は新たに取得した場合のみ、（3）は1度きりの補助となります。

3. 補助率

- ・狩猟免許、銃砲所持許可（上記（1）・（2））：10/10以内
- ・猟銃等（上記（3））：1/2以内、上限20万円（千円未満切捨て）

4. 対象条件・注意事項

- ・狩猟免許は、「わな」と「第一種」のみが対象となります。
※網、第二種は対象外です。
- ・この補助金の対象となった猟銃、保管庫の譲渡や転売は禁止です。

5. 申請・交付の流れ

申 請

「交付申請書（様式第1号）」に記入し、農林課（白石市農林振興センター内）に提出してください。

< 申請時添付書類 >

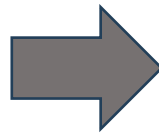
- ・ 誓約書（様式第2号）
- ・ 狩猟免状の写し（狩猟免許の場合）
- ・ 猟銃所持許可証の写し（銃砲所持許可の場合）
- ・ 購入した猟銃等の写真（猟銃、保管庫の場合）
- ・ 支払いを証明する書類の写し（領収証など）
- ・ 振込先の店舗番号、口座番号、フリガナが記載された通帳の写し

補助金交付

申請書類の内容を審査後、申請者あてに交付決定通知書を郵送します。
補助金は交付決定通知書の到着後、約2～3週間後に指定の口座へ振り込まれる予定です。

6. その他

申請書等のダウンロード、補助金の内容の詳細については、白石市ホームページよりご確認ください。



【お問い合わせ先】

白石市市民経済部農林課
有害鳥獣対策係

TEL：0224-22-1253
メール：norin@city.shiroishi.miyagi.jp